

秋田県公報

目 次

規 則

○住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則(四五・市町村課)……………1

○秋田県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則(四六・医療薬事課)……………1

○秋田県発用施設周辺地域等企業導入促進基金条例施行規則の一部を改正する規則(四七・産業経済政策課)……………1

○生活保護法による介護機関の指定(三五・福祉政策課)……………1

○建築基準法による道路位置の指定(三五・秋田地域振興局建設部)……………2

○都市計画事業の認可(三五・平鹿地域振興局建設部)……………2

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(県民文化政策課)……………2

○市町村営土地改良事業計画の変更の同意(仙北地域振興局農林部)……………3

○市町村営土地改良事業計画の変更の同意(雄勝地域振興局農林部)……………3

○公職選挙法施行規程の一部を改正する規程(一二)……………3

規 則

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第四十五号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則(平成十四年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。
第五条の表中第十一号及び第十二号を削り、第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号の次に次のように加える。

九 自動車取得税の賦課	県税条例第五十条第一項又は第六百六条に規定する自動車取得税の納税義務者
十 軽油引取税の賦課	(一) 県税条例第百六条第四項若しくは第五項又は第百七条第一項第三号から第六号までに規定する軽油引取税の納税義務者 (二) 県税条例第百二十二条の二第一項に規定する軽油引取税の特別徴収義務者 (三) 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第百四十四条の二十二第四項又は第百四十四条の二十五第五項に規定する軽油引取税の納税義務者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年七月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第四十六号

秋田県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則

秋田県立衛生看護学院学則(昭和五十四年秋田県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第六項中「入学した者」を「入学したものに」、「社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則」を「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」に、「に定める基礎分野」を「又は社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年文部科学省・厚生労働省令第二号)別表第四に定める人間と社会の領域」に、「学院における授業科目」を「別表第三号に定める基礎分野の授業科目」に改める。

第二十三条中「学校保健法施行規則」を「学校保健安全法施行規則」に、「第十九条に定める伝染病に罹患したとき、罹患したおそれがあるとき又は罹患する」を「第十八条に定める感染症にかかったとき、かかっている疑いがあるとき又はかかる」に改め

る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。
2 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第三十九条第一号の規定に該当する者で秋田県立衛生看護学院に入学したものに係る単位の認定については、この規則による改正前の秋田県立衛生看護学院学則第八条第六項の規定は、なおその効力を有する。

秋田県発用施設周辺地域等企業導入促進基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年七月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第四十七号

秋田県発用施設周辺地域等企業導入促進基金条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県発用施設周辺地域等企業導入促進基金条例施行規則(昭和五十八年秋田県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「二・〇パーセント」を「一・八パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の秋田県発用施設周辺地域等企業導入促進基金条例施行規則第四条第二項の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付けられる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

告 示

秋田県告示第三百五十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
平成二十一年七月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	あに社協訪問介護事業所	開設者氏名又は名称	社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会 会長	所 在 地	北秋田市阿仁銀山字下新町四十一—一	サービスの種類	介護予防訪問介護	指定年月日	平成二十一年五月一日
医療法人	和成会 平成館	医療法人	和成会 理事長	大館市片山町三丁目十二番三十号	短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護	短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護	平成二十一年六月一日	平成二十一年六月一日	
クローバー調剤薬局	有限会社 サワハタ企画 代表取締役	由利本荘市川口字高花百六番四	居宅療養管理指導	平成二十一年七月一日					

秋田県告示第三百五十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建

築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成二十一年七月三十一日

秋田県知事 佐竹敬久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
秋田市八橋本町三丁目十八番三十三号 株式会社 むつみワールド 代表取締役 佐々木 克巳	潟上市天王字追分西四番七	三十・八八メートル	四・六メートル	平成二十一年七月二十二日

秋田県告示第三百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年七月三十一日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 一 施行者の名称 横手市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 横手都市計画道路事業 三・四・五号 中央線
- 三 事業施行期間 平成二十一年七月三十一日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - (一) 収用の部分 横手市本町地内並びに二葉町地内
 - (二) 使用の部分 なし

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年七月三十一日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年七月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 子育て・高齢者介護サポート「はっけの会」
- 三 代表者の氏名 松 村 康 子
- 四 主たる事務所の所在地

秋田市南通亀の町一丁目二十五号

定款に記載された目的

この法人は、少子高齢化の進んだ現代社会において、行政の隙間である〇才から三才までのお子様とその保護者、幼稚園・保育園等の待機児童とその保護者に対しての子育て支援と地域の高齢者が生き生きと安心して生活が出来る街づくりをめざし老若男女が共にふれあう集いの場の形成。並びに介護が必要な高齢者、一人暮らしの高齢者には訪問介護による福祉の向上を図り、男女共同参画の意識啓発を推進し、子育て・高齢者介護の援助活動を通して男女の差別なく男女共同参画社会の形成を目指し、二十一世紀の新たなまちづくりを推進する。実践活動を通して、人間性豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

- 六 定款の変更内容
 - (一) 事業
 - (二) 役員の種別及び定数
 - (三) 役員の任期等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、大仙市から協議があつた土地改良事業（太田田園地区むらづくり交付金（農村振興総合整備統合補助事業））計画の変更について、平成二十一年七月二十二日同意したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年七月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、東成瀬村から協議があつた土地改良事業（成瀬東部地区中山間地域総合整備事業）計画の変更について、平成二十一年七月二十一日同意したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年七月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百二十二号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年七月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和二十四年秋選管告示第二号）の一部を、次のように改正する。

別表第二中

「 介護老人保健施設八 乙女荘 」	大仙市長野字野口前二十三番地	を
「 介護老人保健施設八 乙女荘 沢の郷 」	大仙市長野字野口前二十三番地 仙北市田沢湖生保内字上清水六 百九十八番地	に

改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
松原繁雄